

倉橋惣三の保育理論に関する一考察(II)

岡 本 和 子

はじめに

倉橋の保育理論は幼稚園・保育所(託児所)の統一をめざす国民的な乳幼児保育施設要求に支えられてきた。

彼の保育理論の形成過程には、社会問題である託児所の問題が視野の中に包みこまれていたことをみのがすことはできない。彼の著作の中で最も色濃く社会的性格をうつし出しているといわれる『社会的児童保護概論』(昭和2年)や『児童保護の教育原理』(昭和4年)などの労作を通して、児童保護の理解者としての倉橋をみい出すことができる。ここには幼保一元化の理論的基礎が明確に示されている。

本小論においては、倉橋の保育所・幼稚園関係論を明らかにしたい。そして、彼の保育理論の可能性と限界を考察するための一つの手がかりをえたいと思う。

I

倉橋理論を検討するにあたって、まず集団保育に対する倉橋の基本的姿勢を明らかにし、つづいて当時の幼稚園・保育所に関する法制的枠組について概観しておこう。

倉橋が子どもの「相互的生活」¹⁾を重視し、子ども集団のもつ教育の独自性を指摘したことは、日本の保育史上重要な意味をもつものであった。つまり、幼稚園教育を積極的にとらえる根拠となり、保育理論そのものを発展させる転機となった。このことについてはすでに明らかにした。²⁾

このような幼稚園の教育的必要性に対して、社会的必要性もみい出すことができる。倉橋には「現代は人為的文明が非常に盛んであるためにそのために受ける人類の幸福が増加しましたと共に、また一方には幼児の身体及び精神上に非常なる被害を加えている³⁾」という現状認識がある。また、世潮がだんだんと激烈になってきたので、生き甲斐のある生涯を送るためには、

いよいよ強い実行力を必要とするようになってきた。実行力といえば、強い筋肉の力や神経の力を要する。したがって、幼児の神経系統の保護と鍛練とが幼児保育の新しい目標とならなければならない。

彼はこの観点のもとに、従来の「机の保育」を批判し、戸外保育、自然的保育の急務を提言したのであった。

倉橋は文明のもたらす弊害に着目し、弊害からの児童保護とそれをのりきる能力の獲得を幼稚園にもとめた。この点、和田実とは対象的である。和田は、文明に追いつくための教育の必要性を家庭教育の枠をこえてとらえ、文明の弊害にはふれていない。⁴⁾

ここで注意しておきたいことは、倉橋が文明による被害としてとらえているものは抽象的、一般的であり、それから子どもを守る立場は貫ぬかれていたとしても、子どもの生活を破壊してくる文明に対する緊張した意識はないという点である。⁵⁾

それでは次に、視点をかえて、幼稚園令(大正15年)について概観しておこう。これによると、幼稚園の目的は「幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フ」ことと規定された。従来の規定には「善良ナル習慣ヲ得セシメ」とあった。また、当時の社会状況に照らして「父母共に労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル」階層に対して、特別の事情ある場合は「三才未満ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得」と規定し、保育時間についても、「早朝ヨリ夕刻ニ乃フモ亦可ナルト認ム」ために、一日の保育時間については定められなかった。この点は幼稚園の社会的職能を明記しており、従来の規定と著しく異なる点であった。

幼稚園令を審議答申した文政審議会において、当時の岡田文相は諮問趣旨説明のなかで次のように述べている。「而シテ児童ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情及習慣ヲ涵養セントスルニハ幼児カラ之ニ着手スルコトガ必要デアリマス……生存競争ノ激甚ナル所

ニ在リマシテハ、父母ハ終日業務ノ為ニ鞅掌致シマシテ、已ムヲ得ズ子女ノ教育ヲ等閑ニ附スル家庭ガ段々年ト共ニ増加セントスルノ傾向デアリマス 是ニ於テ幼稚園ガ家庭教育ヲ補ハントスル任務ガ益々重要ノ度ヲ加ヘル次第デアリマス」⁶⁾ 当時の文部省督学官森岡常蔵は、その範をドイツの国民幼稚園の考え方などにとったことを明らかにしている。⁷⁾ その要点は、教育の効果、社会問題の緩和、国力の増進などである。

このような新たな国家的要請によって、幼稚園が託児所の機能をあわせもつよう位置づけられたものの、現実的に託児所のなかから幼稚園に転換したものは、ほとんどなかったという。その理由としては、第一に、財政的措置が講じられていなかったのである。託児所に対しては従来、内務省から助成金を、また府県からも援助金が交付されていたのであるが、それにかわるものが配慮されていなかったのである。第二に、保母の資格の問題がある。託児所保母の資格喪失についての考慮がなされなかったのである。第三に、従来託児所を所管していた内務省内担当部局との十分な連絡調整がなされていなかったのである。

ところで、幼稚園令制定以前の規定をふりかえってみると、明治32年の幼稚園保育及び設備規程に満三才より、一日5時間以内の保育をすることが定められている。総じて中産以上の家庭の幼児が対象になっていた。明治33年に幼稚園保育及び設備規程は、その内容をほとんど変えることなく、小学校令施行規則のなかにくみこまれた。しかし、その後、明治44年に一部改正され、保育時間は従来5時間であったものが、「保育ノ時数ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ、府県知事の認可ヲ受クベシ」と改められた。保育時間の適宜伸縮が可能となり、保護的機能をも果す幼稚園の存在を認めるに至っている。

大正2年に倉橋は「幼稚園教育界の二大急務」として、簡易幼稚園の普及と保母養成機関の必要性をあげている。特に前者について、彼は「純教育上より観たる幼稚園の職能の他に、社会上より観たる其の職能は、時勢の進歩と共に次第に認められて来て居る。殊に近年社会的児童問題の興起と共に、幼稚園も亦これと無関係に居るべき性質のものでない」⁸⁾と指摘している。母親が外で働かなければならぬ者が多くなり、家にあっても子供に手がまわらないという状況が、社会多数の一般生活において、普通の事実となっていることにかんがみ、倉橋は普通の幼児教育場も、社会当然の必要であると考えた。ここには幼稚園を細民家庭の幼児にまで広げようという考えは出ていないが、安い保育

料で父母がともに労働に従事している幼児に対し、一日もしくは半日保育する場とすることがめざされている。しかし、現実的には幼稚園の大衆化は遅々として進んでいなかった。⁹⁾

ところで、政府が幼児保護の事業にとりくみ始めたのは、明治41年内務省が第一回の感化救済事業大会を開いて、貧民なからしむるための事業の一つとして、幼児保育所の必要性を明らかにしたことに始まる。大正期の託児所の大部分は民間託児所であり、その多くは大都市に集中していた。都市においてはじめて公立託児所がつくられたのは、米騒動の翌年、大正8年のことであった。内務省は当時の社会不安を未然に防止するための施策を大きく取り上げるため、大正9年社会局を新設し、その所掌事項の一つに託児所をふくむ児童保護に関する事項を取り上げた。この時期の特徴として、公立託児所の設置のほかに、女子労働者に対する職場託児所の付設、農繁期託児所の勃興をみのがすことはできない。

託児事業は昭和13年の社会事業法制定をまって、初めて法律にもとづく社会事業の一環に位置づけられる。昭和13年4月の厚生省告示には、託児所は労働保護・経済保護を主たる目的とする施設であるとする考え方が一貫している。託児所での教育性は、保護者や事業関係者の強い要望があつたにもかかわらず、制度的には承認されないままであった。¹⁰⁾

II

幼稚園令についてはすでに概観した。ここでは、倉橋の幼稚園令の受けとめ方について検討しておこう。

まず、幼稚園の社会的職能に関しては、どれだけの研究的準備があるだろうかと大いに危惧の念をいだいている。しかし、「教育か、社会事業か、それが幼児そのものに対して、何の絶対的区分になりませう。われわれは、幼児その人のために、必要なものを与えるだけのことでありませんか。¹¹⁾」と指摘する。そして「教育にして社会事業たり、社会事業にして教育たること一般の場合の要求なのです。¹²⁾」と受けとめ、その顕著な一例として、英国の保育学校をあげている。また、三才未満児の入園や保育時間の延長に関しては、設備や保育計画などについて研究を急ぐ必要のあることを指摘している。

次に幼稚園の目的についてみてみよう。習慣が性情にかえられたのは、性格の内面教育を重視するからである。彼は幼稚園令制定に先だって、全国保育連盟の調査委員案として当局の参考に供したものにおいても、

この点を力説したのであると述べている。

善良なる性情については、幼児が今どれだけの善良さを見せているかが問題なのではなくて、どれだけ善を受け取り易い性質を持っているかが重要なのである。周りの人間から善良なる心持を容易に受け取り得る、すなわち好意を受け取り易い性質を涵養したいというのである。好意を受け取るとは簡単なことのようにであるが、ひがみ、そねみ、邪推、嫉妬などのような頑な自我の態度によってしばしば妨害される。一度邪推、そねみ等ができると少年期、青年期には直すことが困難である。この点に幼児教育における性情教育の重要性をみい出している。

ところで、彼は世に善が満ち満ちているといっているのではない。理想主義の見方をすれば世には悪の方が多く、審く心でものを見るならば善は世にないといっている。しかし、「凡てものを善にうけとってゆく。即ち善解の態度を以てしますと、同じ世の中が、到る所、凡て善であります。¹³⁾」ということになる。善解をいにかえるならば、「悪を責めず、抱擁すること¹⁴⁾」であると彼は述べている。

この考え方はすでに大正8年の彼の著作にあらわされている。そこには親鸞の宗教的根本信念についての彼の思索のあとがあることについては、すでにふれた。¹⁵⁾

さて、子どもに好意を与え、子どもの表わす好意を受けることによって、人の好意を感ずる性情を涵養することを倉橋は重視する。しかし、「幼児教育に於て善性はこれだけといふのではない、その中の最も基本的、根本的な一つとして考へた¹⁶⁾」と述べている。

ここで注目しておきたいことは、倉橋が人に対する好意や人間的やさしみの涵養を主張するとき、そこには先ず、幼児の本性そのものについての発見があることである。彼は「幼児の善良さの中には、人に対する好意といふやうのものが相当に多い。¹⁷⁾」といい、また「幼児は、その本性に於て、淡いながらに純真なる人間的やさしみをもっている。¹⁸⁾」と断言する。子供の事実から出発する強さである。

もちろん、子供の生活には伸ばしたいことばかりが存在するのではない。伸ばしたいこともあり、伸ばしたくないこともある。応々にして、その伸ばしたくない方を主にして、教育の方法が考えられるけれども、倉橋によれば、幼児教育の方法としては、伸ばしたい方に気をつけて、それを伸ばしていく方が一層重要である。それは人間性の地底から芽ばえてくる良い方を認めて育てようとする姿勢である。

倉橋によれば、性情の涵養とは性格の情的方面の涵

養である。意志や知識の大切さを忘れてはいけないが、情的方面こそ後に至って養い難い故、幼児期に重視する。情とは感情であり、感情とは反応である。とりわけ人間感情、人情的要素が重視される。

また、性情は一人の人間が本質的に、実質的に、どうあるかということである。それは、自分の性格の不変の要素になっており、意識が加わっていないものである。したがって、概念というような形になっていないものである。そこで、これを涵養するためには、彼らを意識と概念に煩わされない世界に放って置くことである。それはうっとりとした忘我の境なのである。「あの子供が砂場で遊んで居る時にうっとりした姿であります。あれの中に、あの友達同志ただ楽しく遊んで居ります中に彼らの持って居ります善良なる性情の小さきものが育つのである。¹⁹⁾」

この幼児の全我没頭の生活は、自意識の働いていない生活であり、幼児の貴い純真性の実質である。「幼児はあそびの生活に於て、効果も考へず、自分を意識することもなく、ひたすらに、今の、此の生活にのみ没頭してゐるのである。その生活態度は一種の崇高さを感じさせる位でもあり、斯くてこそ真に一刻々々が充実した生活ともなり得るのである。²⁰⁾」倉橋のこの自己充実の概念は、後の誘導保育法のなかに理論化されていくのである。²¹⁾

それでは、最後に、幼稚園令に示されている保育の目標のうち、「家庭教育ヲ補フ」についてとりあげる。従来は、家庭生活上の欠陥を補うことでよかった。しかし、幼稚園が社会的職能を發揮するに当っては、幼稚園教育は家庭生活にまで徹底しなければならない。この点は従来解釈とは大いに異なる点である。また、細民地区の子どもは人間的な交渉に対して、つまり「人間的親しみについて飢え切つて居る²²⁾」ので、この点を幼稚園は補っていくべきであると考えられている。

III

倉橋がいったいどのような児童保護論を構想していたかについては、『社会的児童保護概論』に明らかである。

それによると、社会的児童保護の対象として、次のような三点があげられている。第一は、当然所属すべき家庭を有しない、極めて特別な児童の場合である。孤児及び棄児がこれに該当する。第二は、個々の家庭において児童保護に関する特殊的な限界がある場合である。それには大きく二つの場合がある。つまり、家庭に原因がある場合と、児童に原因がある場合とであ

る。前者には、貧窮家庭、無知家庭、残忍家庭が含まれる。それぞれ児童保護に要する財力、知識、児童愛護の根本精神に欠けるのである。これに対して、後者は児童が特殊異常児であって、通常の児童保護能力を以てしては、家庭の力だけでは保護を完うすることが出来ない場合である。身体の異常児童、精神の異常児童、不良性を帯びる児童等がこれに含まれる。一般にいう社会児童保護問題の多くは、この第二に該当するであろう。

第三は、社会生活内に於ける家庭として、児童の保護に関する一般的限界である。近世の組織的社会においては、昔の家庭では各自的機能としたところのものが、共同便宜の利用によって、次第に社会的機能に移るものが多くなった。その一番著しい例は教育であるが、児童の衛生問題、娯楽問題等は、今日家庭の機能をもってするには、おのずから限界がある。このようなことからは、貧窮家庭や無知家庭に限らず、一般家庭に普遍的に通ずる問題である。ここに広義の社会的児童保護施設の必要が起る。一般児童のための家庭教育相談所²³⁾や児童遊園などがそれである。

次に児童保護の三つの動機についてふれてみよう。第一は、人道的動機である。古来の大慈善家の児童救済事業の多くは、この動機に属する。弱点としては、自己満足におちいりやすく、被救済者に卑屈根性を生ぜしめやすい。第二は、社会生活の功利的見解に基づく動機である。児童はその将来の意味から、つまり次代社会の継承者として大切にされる。弱点としては、利己的功利におちいりやすく、児童を選択して、将来役立つ者を先にしようとする傾向があらわれる。第三は、社会生活の本質的見解に基づく動機である。その社会のすべての児童の自然権利の尊重を主とする。弱点としては、冷き理屈と味なき義務におちいりやすいことである。

以上の三種の動機を「其の長所に於て完備し、その弱点に於て、相補ふ如き総合的動機を有するもの²⁴⁾」があれば、それは近世の意味において、社会的児童保護の動機の理想とするところである。

それでは、社会的児童保護の中心意義はどこにあるのであろうか。児童生活は現在であると共に将来を意味するものであり、その将来は性格と知能との発達を意味する。児童に対する一切の問題は、この性格と知能の発達を必須的に含んでいる。したがって、児童問題は悉く将来的でなければならない。将来的とは、すなわち、教育的でなければならないということである。

では教育の中核は何かといえば、児童一人一人の

間的尊厳と個性的自由を失わしめないことである。つまり、児童を一人の尊厳において見ることであり、一人の尊厳を個別的にみれば個性の別である。個性とは各自が生くべき方向である。それを発見し助長してこそ教育的といわれるのである。児童を保護するとは、児童銘々の個性を保護することであるはずなのである。この点に児童保護の中心意義が存在するのである。

さらに、倉橋によれば、教育精神の本質とは、「児童を人間的に観、社会的に観る他に、謂はゞ一個の天物として見る心である。²⁵⁾」天物を自然といいかえるならば、教育精神は、自然を惜しむの心をもって児童を観ることである。「此の児童観を有する者に於て、児童保護と児童教育とは、決して別個のものでない。²⁶⁾」

以上で明らかのように、倉橋の保護論には次のような近代的な特徴を見出すことができる。第一に、児童の権利は、自然的権利あるいは生存的権利としての保護、教育の権利であり、しかも家庭の親権下にあるべき権利として明確にされている。第二に、社会的保護の必要性を家庭論をふまえて論じ、保護の対象を一般家庭にまで拡大してとらえたこと。しかし、家庭の保護機能の一般的限界をもたらず原因については、必ずしも明確でない。この点は倉橋の児童保護論の一つの弱点であると考えられる。第三に、社会的保護は共同の便宜の一つとしてとらえられ、救済的動機に基づくものではないこと。第四に、児童は各家庭の親権下にあり、各自の家庭で保護されるべきである。したがって、家庭を本体としながら、社会的保護たる共同便宜を利用するのである。したがって、倉橋の保護論は、児童の社会直属論に基づく保護論でもなく、国家の保護か親の保護かと二者択一的にとらえる保護論でもない。

倉橋は、保護概念を普遍化し一般化した。そして、児童保護の意義を教育にみ出し、一方、教育に生活概念を導入することによって、教育事業と児童保護とを、途は別であっても、同じ方向へ歩ませることになるのである。ここには、幼保一元化の理論的根拠が明らかである。

それでは次に、幼児保護の教育原理について明らかにしよう。この点に関しては『児童保護の教育原理』にくわしい。

それによると、幼児は身体的所有者であると共に精神的所有者であり、物に欠乏すると共に教育に欠乏している。あらゆる性能の基礎、殊に性格の基本が養われてゆく幼児期こそ、細心な教育的配慮の必要なこと

を主張している。

幼児期教育の主目標としては、自発性、知性、人間性、社会性、理想性の涵養をあげている。自発性については、精神の発達に極めて重要な役割をもつこと、また適当な機会が与えられなければ充分発達しないことを指摘している。

知性については、感覚の発達、観念の整理に関する相当な発達などをあげている。後に出された倉橋の『幼児の心理と教育』（昭和6年）によると、幼児期は「未だ、知識を与え、観念内容を増加することを目的とする時期でない²⁷⁾」ので、幼児の活発な興味をもとに、また興味をもつよう機会を与えて、実物の具体経験をさせることが重要である。また幼児の質問的態度は幼児の求知性のあらわれであるので、その態度の助長をはかることが大切である。これらの点が幼児の知性教育の中味として説明されている。ところで、「今日の幼児教育に於ては大体が情操的、創作的であって、事実に関する経験を与えることが乏しい。²⁸⁾」という現状認識のもとに、倉橋が知性教育をとりあげていることはみのがすべきでない。²⁹⁾ したがって、倉橋は、知性教育を軽視したり、無視したりしているのでは決してない。しかし、どちらを主にするかといえば、幼児期においては、知の方面よりは情意の方面を主とするという立場に立つのである。

人間性の涵養については、対人関係における諸道徳的基本としての、根本的な性情として、「人に対する親しみの感を中心として、デリケートなる共感性³⁰⁾」の涵養を重視する。この性情は人間的に冷淡、無情、粗野という風な性情の反対としてとらえられている。倉橋には、「人間教育として一番中心をなすものは自我感情の円満健全なる発達である。³¹⁾」という信念がある。そして、保護施設にある幼児達は家庭的に人間的満足を欠いているものが多いととらえられるが故に、「保護事業の場合に於て、殊に此の点を高調するの必要がある。³²⁾」とみなされるのである。

社会性の涵養については、幼児の相互生活を重視し、理想性については、幼児の崇高感や神秘感を大切にす。これに関連して、美育を精神的教育の準備要件として重視していることを指摘しておきたい。保護施設の子どもたちこそ「ほんとうの美の感化影響をその最も深いところにおいて受け取り得るもの³³⁾」であり、「彼らには美というようなことは衣食足って後のこと、と思ふ考え方の誤りは直ぐに正されなければならない。³⁴⁾」と主張している。

教育の方法については、抽象の教育を避けるもので

なければならない。「真の教育は、つとめて生活自体の間に於て行はるべきだといふことは、近世の一般教育学の教ゆる所であるが、少くも幼児の場合に於ては、徹底的にそうなのである。³⁵⁾」したがって、「託児所に幼稚園の教育味を合する必要」があり、「従来の、やゝ超然的な幼稚園に、託児所の実際生活味を付け加ふる必要がある」といえるのである。³⁶⁾

さらに、倉橋は当時の保育所の欠陥を指摘しながら、教育の具体的方法について論じている。たとえば、騒然雑然たる幼児の群集生活や画一指導を指摘し、それを避けることによって子どもの自発生活を尊重すべきことをあげている。

倉橋は従来のいわゆる社会的幼児保護施設に教育的欠陥があったのは、保護概念そのものが不完全であったためであり、また、幼児期における教育の可能性と必要性とに対する誤った知識があったからだとする。このような見解のもとに、以上に示した幼児保護の教育原理がしたためられている。この教育原理をすでにふれた幼稚園令についての倉橋の見解と照らしあわせてみるならば、幼児の教育の本質的なとらえ方において一貫性を認めることができる。ここに明らかにされている内容は、後に著された『幼児の心理と教育』に集約されている。

おわりに

大正15年12月第一回全国児童保護事業会議が開催され、同年4月制定の幼稚園令は批判されることとなった。そして「主トシテ三才以下の乳幼児ヲ収容保育スル施設ニ対シテハ保健衛生上並ニ社会事業ノ見地ニ立脚シテ別ニ適当ナル法令ノ制定³⁷⁾」を要求する。ここには三才を境とした幼保一元化への意欲をよみとることができる。昭和5年の第二回全国児童保護事業会議ではこの方針にそって、三才以下の乳幼児を対象とした託児所令の試案が出された。しかし実現をみるにはいたらなかった。

昭和7年の全国隣保事業並保育事業協議会は「保育所令」を制定するよう要望した。それは、幼稚園とは別系列のものとして保育所を制度化することが意図されていた。ついで保育事業研究委員会により「常設保育所施設標準」が作成された。

その後、昭和12年に保育問題研究会が三才を区ぎりにする幼保一元化論を提案した。ここには、保育料の支払えない者への経済補助の配慮がみられる。それは「幼稚園令の趣旨が徹底しなかったのは保育料の問題を考えなかったから³⁸⁾」であるという見解にもとづ

くものであった。当時は貧困による就学の猶予及び免除の規定があったほどで、幼稚園教育が徹底しなかったのも無理はないという見方によるのである。この託児所・幼稚園再編成論は昭和15年、四才以上の幼児を平等に教育する国民幼稚園要綱試案に発展した。

昭和18年に「本邦保育施設に関する調査」が公刊され、幼稚園と託児所には本質的区別は認められないとの結論にもとづいて、さきの保育問題研究会がかかげた国民幼稚園と同様の構想を提唱したが、実現をみるに至らなかった。

このように幼保一元化への要望が従来あったにもかかわらず、制度的には、幼保の一元化は実現されなかった。しかし、倉橋は、当初より幼稚園を改善し、国民的な基礎の上におくことによって、保育所との統一を制度的にも内容的にも実現しようと努力した。特に、制度は分れていても、すでに明らかにしたように、幼児教育の内面性において両者の統一を図ろうとした点は、倉橋の功績として認めなければならない。³⁹⁾

しかし、第二次大戦後、幼稚園が学校の一階梯に位置づけられるに及んで、「幼稚園は保育事業であるが、保育事業たる以上に教育事業である。これをはっきりきめておかないと幼稚園が死んでしまう」と述べ、一挙に体制との緊張関係を武装解除し、幼稚園の「教育」としての近代化を推進する人となったのである。⁴⁰⁾また、全国保育連合会が幼稚園と保育所との各々の保育

団体に分裂していこうとするとき、「これに身を挺して反対し、その一体化を堅持させよう⁴¹⁾」とはしなかったという。これを彼の人柄の故とする見解がある。⁴²⁾

この点に関して、ここでは、彼の社会認識または文明についての本質的理解について検討しておこう。すでにふれたように、倉橋には文明に対する守りの姿勢は明らかであるが、それに立ち向かって行く姿勢はみられない。彼の社会的児童保護論をひきあいにするならば、それはきわめて現代的な課題意識にもとづいてはいるが、不当な状態を生む原因に関する科学的分析はみあたらない。⁴³⁾

この意味において、社会の悪にまで立ち入って考察しないならば、倉橋の保育理論は社会的性格を欠くとの評価⁴⁴⁾もまぬがれえないであろう。倉橋の理論はひろく労働者大衆を含めた国民を対象としながら、客観的現実に対して働きかけ、それを変革する主体としての権利を確立しようとするものではなかったという指摘⁴⁵⁾も、この意味において受けとめざるを得ない。

倉橋の仏心についての把握と保育の目的論についてさらに明らかにされるならば、彼の理論はより明確になると考えられる。多角的なアプローチによって、彼の理論はとらえなおされ、批判的に継承発展させられるべきであると考ええる。

註

- 1) 対等な相互的交渉によって、自我の健全な発達が促進せられ、社会性が練磨される。この点に関しては次の二つの文献にくわしい。
倉橋惣三「幼児の心理と教育」『大正・昭和保育文献集』（第八巻）日本らいぶらり 147～149頁（昭和53年）。〈『子供研究講座』第三巻（昭和六年刊）所収論文〉
倉橋惣三「幼児性情の涵養」『復刻幼児の教育』（第35巻第8・9号，昭和10年）名著刊行会 158頁（1979年）。
- 2) 拙稿「倉橋惣三の保育理論に関する一考察」『岡山県立短期大学研究紀要』（第24号）59頁（1980年）。
- 3) 倉橋惣三「幼児保育の新目標」『倉橋惣三選集』（第二巻）フレーベル館 326頁（昭和40年）。
- 4) 野沢正子「倉橋惣三と児童保護論」『社会問題研究』（第25巻）131頁（1975年）。
- 5) 前掲書 132頁。
- 6) 日本保育学会『日本幼児保育史』（第三巻）フレーベル館 299～300頁（昭和48年）。
- 7) 倉橋「幼稚園令公布十周年記念講演」『復刻幼児の教育』（第35巻第8・9号，昭和10年）31頁。
- 8) 倉橋「幼稚園教育界の二大急務」『復刻幼児の教育』（第13巻第1号，大正2年）1頁。
- 9) 岡田正章他「大正期および昭和前期の日本の幼稚園と託児所」『幼児教育史Ⅱ』（世界教育史大系 22）講談社 103頁（昭和52年）。
- 10) 岡田正章『日本の保育制度』フレーベル館 31～32頁（昭和45年）。
- 11) 倉橋「幼稚園令の実際的問題」『復刻幼児の教育』（第26巻第7・8号，大正15年）68頁。
- 12) 同前。

- 13) 倉橋「幼稚園令の読方」『復刻幼児の教育』（第26巻第10号、大正15年） 70頁。
- 14) 同前。
- 15) 註2)の60頁。
- 16) 註13)の71頁。
 昭和6年には性情の涵養の出発点として次の点をあげている。〈倉橋「幼児性情の涵養（一）」『復刻幼児の教育』（第31巻第9号、昭和6年）参照。〉
- (一) 心もちのありよう
 一 ほがらかさ、すなほさ 二 したしみ、うれしみ 三 心もちの上品さ
- (二) 生活への態度
 一 正義感の発達 二 信義感の発達
- (三) 文化価値への態度
 一 善への指向 二 美への指向 三 聖への指向
- 17) 倉橋「幼児の心理と教育」『大正・昭和保育文献集』（第八巻） 日本らいぶらり 94頁（昭和53年）。
- 18) 前掲書 152頁。
- 19) 註7)の158頁。
- 20) 註17)の117頁。
- 21) 自己充実のとらえ方に関連して、下山田氏は、倉橋は自己充実の内実を明らかにしなかったとの疑いをもって、これを実証的に明らかにしている。それによると、自己充実とは「活動それ自体を楽しみ、夢になる体験」である。それは「深い喜びの充足」ともいいかえられる。
 このような内実のとらえ方は、すでに倉橋において示されていたと言ってよいのではないか。
 「自己充実の何たるかをもう一步つっこんで理解していなかった」ということが真実ならば、それは保育の目的との関連においてとらえかえしが必要であったということではないであろうか。〈下山田裕彦「絵本と保育理論との関連」『マスコミと保育』（保育学年報1979年版） フレーベル館 77～91頁参照。〉
- 22) 倉橋「幼稚園令の読方（承前）」『復刻幼児の教育』（第26巻第11号、大正15年） 19頁。
- 23) 倉橋「就学前の教育」『倉橋惣三選集』（第三巻） フレーベル館 441頁（昭和40年）。
- 24) 倉橋「社会的児童保護概論」『社会政策大系』（第八巻） 大東出版社 14頁（昭和2年）。
- 25) 前掲書 18頁。
- 26) 同前 19頁。
- 27) 註17)の133頁。
- 28) 註17)の134頁。
- 29) 幼稚園令には、保育項目の一つとして「観察」がつけ加えられている。観察は幼児の場合、実物に関する具体的知識、実物への接触の興味などを意味していた。この点との関わりを注意しておきたい。
- 30) 倉橋「児童保護の教育原理」『大正・昭和保育文献集』（第八巻） 日本らいぶらり 27頁（昭和53年）。
- 31) 前掲書 15頁。
- 32) 同前 16頁。
- 33) 倉橋「彼らもまた美を求む」『倉橋惣三選集』（第四巻） フレーベル館 215頁（昭和40年）。
- 34) 前掲書 220頁。
- 35) 註30)の27頁。
- 36) 註30)の27～28頁。
- 37) 註6)の文献の第四巻 25～26頁。
- 38) 註10)の72頁。
- 39) 穴戸健夫「近代日本の保育思想の形成」『教育学研究』（第35巻第3号） 日本教育学会 21頁（昭和43年）。
- 40) 藤永保他『幼児の教育』 講談社 250～251頁（昭和56年）。
 倉橋は終戦直後、教育刷新委員会の委員として幼保一元化を提言している。四才以上は学校体系に、そ

れ以下は厚生施設として構想している。〈竹内通夫『現代幼児教育論史』 風媒社 199～201頁
(1981年) 参照。〉

41) 註30)の文献の別巻 155頁。

42) 同前。

43) 註4)の139～140頁。

44) 下山田裕彦「倉橋惣三の保育思想における「社会的性格」の研究」『幼児教育研究』(第1巻第1号) 川島書店 26頁(1978年)。

・ 下山田「倉橋惣三の保育思想の研究」『幼児の教育』(第79巻第12号) 日本幼稚園協会 24頁(昭和55年)。

45) 註9)の126頁。

昭和56年3月31日受理